

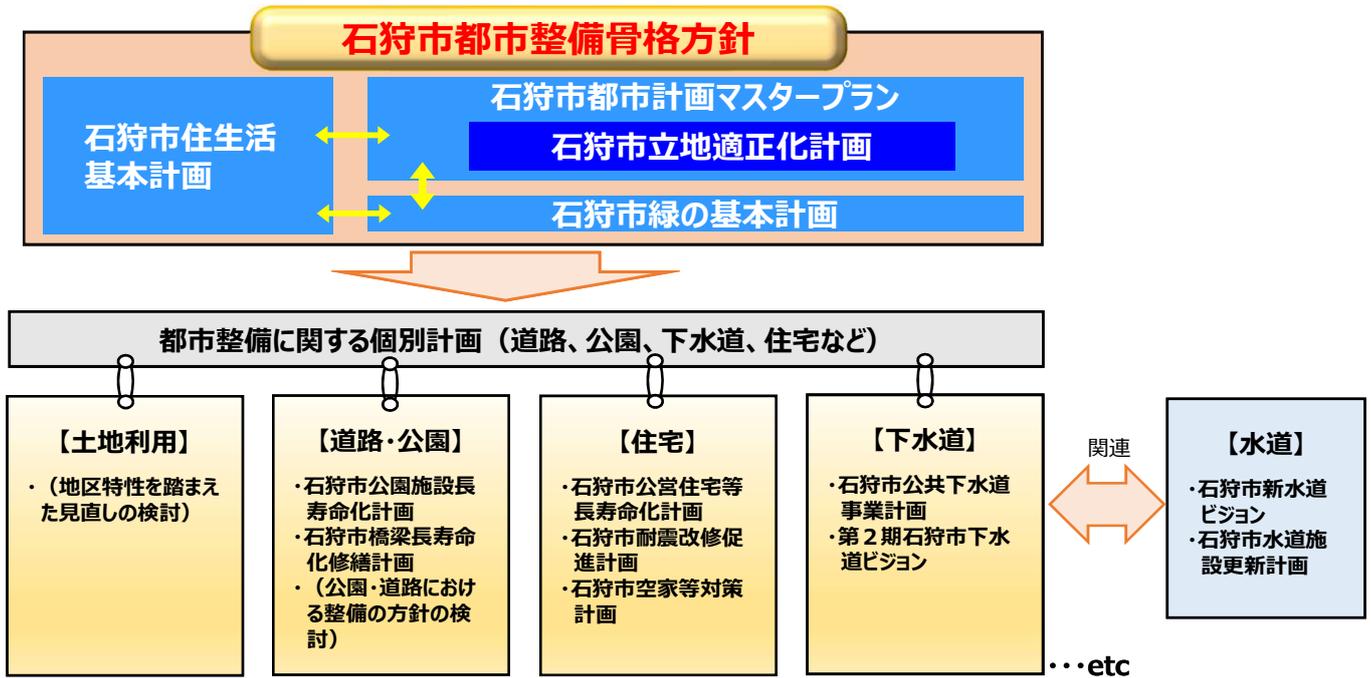
資料・解説編

資料・解説編

資料・分析データ編

I. 石狩市都市整備骨格方針の策定にあたり

●石狩市都市整備骨格方針と個別計画の体系図



●ゾーン別概要 総括表

ゾーン名称	ゾーン細区分 (検討地区)	主な地区名	地区の目標
1 都市機能ゾーン	情報推進・生産物流検討地区	石狩湾新港地域	企業、就業者などニーズに対応し、魅力的で市民にもより身近に感じられる地区
		花川南地区	地区の特性を踏まえた居住及び都市機能の誘導を図る、緑豊かで住みやすい地区
	都市居住検討地区	花川北地区	子育て世帯の流入を図るとともに高齢者にも配慮した、緑とゆとりのある住みやすい地区
		花畔地区	行政機能をはじめとした市民サービス施設や公共交通の充実を図る、居住・商業業務のバランスがとれた魅力ある市の中心的地区
		花川東地区	多様な土地利用を図ることができる利点を活かす、居住・商業業務・工業のバランスのとれた住みやすい地区
		樽川地区	良好な住環境の維持と子育て支援の充実を図る、緑豊かで住みやすい地区
		緑苑台地区	良好な住環境の維持を図る、緑とゆとりのある住みやすい地区
2 農業生産ゾーン		八幡・生振・北生振地区	市の各種農業政策の支援と、大消費地である札幌市と近接している優位性を活かし、農業の保全を図る地区
3 海浜植物ゾーン		本町地区	住環境との調和を図りながら、大都市圏に今も大切に保全されている海浜植物の自然環境を守る地区
4 森林環境ゾーン		八幡町五の沢地区・厚田区・浜益区	豊かな自然とともに発展してきた第1次産業に関する各種施策と、観光拠点を中心とした観光施策を支援し、地域の魅力向上を図る地区

1 都市機能ゾーン「都市居住」検討地区（花川南地区）

（1）地域特性

● 歴史

花川南地区は、石狩市の「都市居住」検討地区の中で、最も早い時期に造成された地区です。札幌市新琴似地区の急激な都市化に続く住宅適地（通称「南線地区」）として注目を集め、昭和40年、民間開発事業者が、当時農業地帯であった大字樽川村と大字花畔村の一部を、大規模住宅団地として造成を開始しました。花川とは、明治35年当時の花畔村と樽川村が合併して出来た「花川村」にちなんでいます。地区の人口は昭和45年では約2,000人でしたが、平成31年3月末日現在、23,854人となっております。

○ 現状

札幌市手稲区、北区に接し、南東側には発寒川が流れている地区で、中央を斜めに帯状に走る防風林がある自然豊かで閑静な住宅街で、道路は格子状に配置され、地区内には小学校、中学校、石狩南高等学校や藤女子大学花川キャンパスなど学校施設のほか、子育て施設や、病院、大型スーパーなどの生活サービス施設などもあり、良好な住環境を保持しています。宅地の区画割が小さめであり、駐車スペースの関係で路上駐車する車が多く、しばしば通学や冬季間の除雪作業の妨げになることもあります。民間開発事業者の造成途中での破綻により、その後のまちづくりに大きな影響を与えており、都市基盤施設の一部についての再整備が必要となっています。近年、人口が減少傾向にありますが、市内で一番人口が多い地区を維持しております。



（2）課題

(P6 各計画の体系図 課題を参照)

i	人口減少への対応
人口減少に伴う地域コミュニティの衰退、都市施設の行政コスト高や公共交通機関の衰退の懸念	
→ 課題④	石狩湾新港地域の就業者の居住推進／人口密度の維持と土地・既存施設の有効活用／空家の対応
ii	狭小敷地の有効活用
狭小敷地が多い地区のため、建物規模の制約が厳しい	
→ 課題④	石狩湾新港地域の就業者の居住推進／人口密度の維持と土地・既存施設の有効活用／空家の対応
iii	都市施設の老朽化
都市基盤（道路・公園等）の老朽化が進んでいる	
→ 課題⑤	都市基盤や公共交通の維持、有効活用
iv	市街地の緑の保全
地区を斜めに走る保安林をはじめとした緑の適切な維持・保全	
→ 課題⑥	市民が暮らしやすく、やすらぎのある環境の維持・保全
v	安全・安心な市街地の形成
昨今の自然災害（特に大雨）に対する備えが必要	
→ 課題⑦	安全・安心なまちづくりの形成

1 都市機能ゾーン「都市居住」検討地区（花川北地区）

（1）地域特性

● 歴史

土地所有者の要請や石狩湾新港建設の動きに合わせ、昭和48年に北海道住宅供給公社が「花畔団地」の名称で新住宅市街地開発事業によって造成に着手し、昭和54年に事業が完了しました。現在は「花川北地区」と呼ばれており、地区の人口は昭和50年に約1,000人でしたが、この事業をきっかけに急激に増え、平成31年3月末日現在、14,870人となっております。

○ 現状

街区内の道路は、通過交通を抑えるT字路を多用した細街路網の構造であり、自転車・歩行者専用道はネットワーク化され、閑静な住環境が守られています。北西側の石狩・手稲通沿いに都市緑地があります。また、花川北3条には花川北地区を縦断する防風林があり、宅地の緑や街路樹がつながり、緑豊かな景観を作り出しています。子育て施設や、病院、大型スーパーなどの生活サービス施設、小・中学校や近隣公園（紅葉山公園、若葉公園）もあり良好な住環境を保持しています。短期間に宅地が販売されたため、購入者の年齢層が狭く、造成から約40年が経過した現在、「都市居住」検討地区では最も速く高齢化が進んでおり、また、近年は人口減少に加え、空家が増加しています。



（2）課題

(P6 各計画の体系図 課題を参照)

i	人口減少への対応
人口減少に伴う地域コミュニティの衰退、都市施設の行政コスト高や公共交通機関の衰退の懸念	
→ 課題④ 石狩湾新港地域の就業者の居住推進／人口密度の維持と土地・既存施設の有効活用／空家の対応	
ii	子育て世代の充実
子育て世代が少ないことに伴う地域コミュニティの衰退	
→ 課題④ 石狩湾新港地域の就業者の居住推進／人口密度の維持と土地・既存施設の有効活用／空家の対応	
→ 課題⑥ 市民が暮らしやすく、やすらぎのある環境の維持・保全	
iii	都市公園の適正管理と魅力向上
公園施設の老朽化と多面的な利用ができる公園の検討	
→ 課題④ 石狩湾新港地域の就業者の居住推進／人口密度の維持と土地・既存施設の有効活用／空家の対応	
→ 課題⑥ 市民が暮らしやすく、やすらぎのある環境の維持・保全	
iv	市街地の緑の保全
地区を走る保安林をはじめとした緑の適切な維持・保全	
→ 課題⑥ 市民が暮らしやすく、やすらぎのある環境の維持・保全	

1 都市機能ゾーン「都市居住」検討地区（花畔地区）

（1）地域特性

● 歴史

現在の花畔（花川北6条（4丁目を除く）～7条を含む）地区の街並みは、石狩市花畔市街土地区画整理事業（昭和63年度～平成17年度）によって作られました。花畔（ばんなぐろ）の地名は、アイヌ語の「パナ・ウングル・ヤソツケ」が由来で、川下の人たちの漁場という意味で、石狩市内最初の開拓が始まった明治4年に、これまでの名称であった「ハナクロ」から「花畔村」となり、その後、現在の「花畔」となりました。

○ 現状

花川北地区、花川東地区に接し、修景護岸を施し親水空間のある茨戸川、野外炉を備えたサスイシリの森があり、自然に恵まれた潤いのある空間を持つ地区です。市役所を始め、総合保健福祉センターりんくる、市民図書館、こども未来館あいぽーと、給食センター、江別保健所石狩支所といった行政サービス施設、また小規模な店舗や飲食店、病院などさまざまな生活サービス施設が集中した地区となっています。なお、これらを囲む住宅街は中高層の住宅が建築可能ですが、まだ未利用地が残っており、さらに集積が望まれる地区です。石狩・手稲通と花畔・茨戸通が区内を通過し、道央圏連絡道路（道央新道）のジャンクションからも近いいため、交通の便が良好で、多様性に富んだ土地利用が可能です。



（2）課題

（P6 各計画の体系図 課題を参照）

i	都市機能のさらなる充実
	・未利用地がある、商業施設に乏しい、バスの乗り換え場所であるにもかかわらず待合施設不十分
→ 課題④	石狩湾新港地域の就業者の居住推進／人口密度の維持と土地・既存施設の有効活用／空家の対応
→ 課題⑤	都市基盤や公共交通の維持、有効活用

1 都市機能ゾーン「都市居住」検討地区（花川東地区）

（1）地域特性

● 歴史

石狩市の東の玄関口に位置しており、昭和53年に市街化区域に編入されました。その後、石狩市花川東土地区画整理事業（平成11～22年度）により現在の街並みが形成されました。

○ 現状

花畔・茨戸通沿いに位置し、花畔地区と緑苑台地区に接しており、この地区一帯には病院や石狩翔陽高校があります。

花畔・茨戸通沿いには小規模な工場や事務所、その背後地には中高層の住宅が立地しています。

地区内の中高層住宅地や市有地については未利用地があり、有効活用が望まれます。



（2）課題

（P6 各計画の体系図 課題を参照）

i	未利用地の活用による地区の活性化
	・市所有の土地も含めて未利用地が存在する
→ 課題④	石狩湾新港地域の就業者の居住推進／人口密度の維持と土地・既存施設の有効活用／空家の対応

1 都市機能ゾーン「都市居住」検討地区（樽川地区）

（1）地域特性

● 歴史

大正時代に石狩町の酪農の中心地となり、昭和時代には水田・酪農混合経営が進められてきました。今の街並みは、平成4年から複数の宅地造成事業により形成されました。樽川は、アイヌ語の「オタルナイ」が由来で、砂浜を流れる川という意味です。

○ 現状

石狩・手稲通をはさみ花川南地区の北側に面した地区で、閑静な住宅街です。商業施設、病院などの生活サービス施設、保育園や中学校が立地し、石狩ふれあいの杜公園は市内外から訪れる親子連れでにぎわう公園です。北欧風の住宅街が立ち並ぶ地区や、共同住宅が多い地区などニーズに応じた多様な居住空間を形成しています。近年、市内でも特に若い世代の流入が多い地区です。



（2）課題

（P6 各計画の体系図 課題を参照）

i	子育て関連施設の不足解消
	・子育て世帯が多い地区であり、子育てに関する施設が不足している
	→ 課題④ 石狩湾新港地域の就業者の居住推進／人口密度の維持と土地・既存施設の有効活用／空家の対応
	→ 課題⑥ 市民が暮らしやすく、やすらぎのある環境の維持・保全

1 都市機能ゾーン「都市居住」検討地区（緑苑台地区）

（1）地域特性

● 歴史

民間開発事業者が以前は農地だった土地を造成し、平成6年から住宅団地として販売を始めました。また、同時期に字名が「花畔村（通称：上花畔）」から、現在の「緑苑台」となりました。

○ 現状

発寒川に接し、対岸は札幌市北区です。住宅地の西側が未整備となっています。シンボルロードなどによる効果で、開放的な空間が広がっています。若い世帯が多く、小学校や大型ショッピングセンターがあり、緑豊かで良好な住環境を形成しています。



（2）課題

（P6 各計画の体系図 課題を参照）

i	未造成宅地の対応
・開発されていない住宅造成地がある	
→ 課題④ 石狩湾新港地域の就業者の居住推進／人口密度の維持と土地・既存施設の有効活用／空家の対応	

2 農業生産ゾーン（八幡・生振・北生振地区）

（1）地域特性

● 歴史

【八幡地区】

明治4年の戸籍法制定にあわせ、現在の字名のもととなる10ヶ町に区分されたうちのひとつで、市内でも歴史のある地区です。明治時代は鮭の豊漁により活気がありました。

【生振地区】

明治時代の移民によって、石狩市内最初の開拓地として開村され、洪水や減反政策などのさまざまな困難な状況を克服し、農業の発展を遂げてきました。生振はアイヌ語の「オヤフル」が由来で、川尻の丘という意味です。昭和6年には生振地区で石狩川の捷水路（しょうすいろう）工事が完成し、その結果、生振地区は現在の生振地区と、八幡地区と地続きの北生振地区に分かれることとなりました。

○ 現状

大都市に隣接する優位性を生かした都市近郊型農業の推進を図っており、全道一の作付面積であるさやえんどうの他、さまざまな作物が生産されています。グリーンツーリズムの推進や障がい者雇用の創出による農福連携を図っていますが、近年は農業従事者数の減少から地域の人口減少が進んでします。八幡地区は古くから交通の要衝で、店舗や農協がありますが、近年空家が増加し、店舗についてはにぎわいが失われています。



（2）課題

（P6 各計画の体系図 課題を参照）

i	第一次産業の維持支援
	・近接する大消費地への円滑な輸送
	→ 課題⑧ 消費地への効率的な輸送
ii	自然環境の保全
	・開発による、自然、景観への悪影響を懸念
	→ 課題⑨ 第1次産業の原動力である農地、森林をはじめとした自然の保全
iii	地区居住者に対する住環境の維持
	・交通空白地である
	→ 課題⑤ 都市基盤や公共交通の維持、有効活用

3 海浜植物ゾーン（本町地区）

（1）地域特性

● 歴史

石狩市内で最も歴史ある地区で、開拓使以前から鮭などの産物をアイヌと交易するための「商場」（あきないば）が置かれ繁栄してきました。平成5年に役場が本町地区から現在の花畔地区に移転し、行政機能の中心地ではなくなりましたが、平成14年に沿道街路事業と併せて市街地再開発事業が行われ、現在の街並みが形成されました。

○ 現状

北海道最大の河川「石狩川」の河口に位置し、日本海を臨む砂丘には貴重な海浜植物が息しており、夏は石狩浜海水浴場（あそびーち石狩）で海水浴を楽しむことができます。地区には石狩弁天歴史公園、石狩砂丘の風資料館があり、石狩の歴史を学ぶことができますが、地域の人口減少が進み、空家が増加しています。



（2）課題

（P6 各計画の体系図 課題を参照）

i	自然保護と住宅環境のバランス確保
	・自然と住宅地が混在する貴重な地区の保全
→ 課題④	石狩湾新港地域の就業者の居住推進／人口密度の維持と土地・既存施設の有効活用／空家の対応
→ 課題⑥	市民が暮らしやすく、やすらぎのある環境の維持・保全
ii	環境保護と観光への取り組み支援
	・貴重な海浜植物が荒らされないような取り組み
→ 課題⑥	市民が暮らしやすく、やすらぎのある環境の維持・保全
→ 課題⑩	観光客に対応した拠点づくり、ネットワーク検討の支援

4 森林環境ゾーン（八幡町五の沢地区・厚田区・浜益区）

（1）地域特性

● 歴史

【八幡町五の沢地区】

明治末期から、道内最大の油田であった「石狩油田」の採掘場所として採掘が行われ、最盛期には従業員約250名となり、五の沢小学校が開校されるなど活況を呈しました。現在は、自然豊かな森林景観が広がっており、これらの跡地には当時を伺える碑を目にすることができます。

【厚田区・浜益区】

厚田区は古くから鯿などの漁場として栄え、明治時代に入ると農業移住者が移住し、人口が増加しました。明治35年に聚富・望来・嶺泊の3村を合わせて望来村、古潭以北の7村を合わせて厚田村、明治40年に厚田村、望来村を合わせて厚田村となりました。

浜益区は明治時代、農業移民を中心に人口が増加し浜益村が形成され、明治35年、浜益村（茂生以北）、黄金村（川下村以南）が施行となり、明治40年に浜益村、黄金村が合併して浜益村（現在の浜益区）に、役場も浜益村役場と改められました。平成17年、厚田村、浜益村が当時の石狩市と合併し、現在の厚田区、浜益区となりました。

○ 現状

ほとんどが森林で、農業、漁業を営む集落が点在する地域です。農業、漁業ともに後継者不足などの多くの課題はある中、農業では近年、消費者の食の安全・安心への関心の高まりなどを受けて、地産地消の推進を図っており、また、漁業ではつくり育てる漁業の推進、漁場環境保全のための森づくりの推進などが行われています。



（2）課題

（P6 各計画の体系図 課題を参照）

i	自然保護や第一次産業に対する取り組み支援
→	課題⑨ 第1次産業の原動力である農地、森林をはじめとした自然の保全
ii	観光客に対応した拠点づくり、ネットワークの検討支援
→	課題⑩ 観光客に対応した拠点づくり、ネットワーク検討の支援
iii	地区居住者に対する住環境の維持
	・交通空白地である、またはデマンド交通に頼ってる
	・昨今の自然災害に関する懸念
→	課題⑤ 都市基盤や公共交通の維持、有効活用
→	課題⑦ 安全・安心なまちづくりの形成

前回の
計画策定

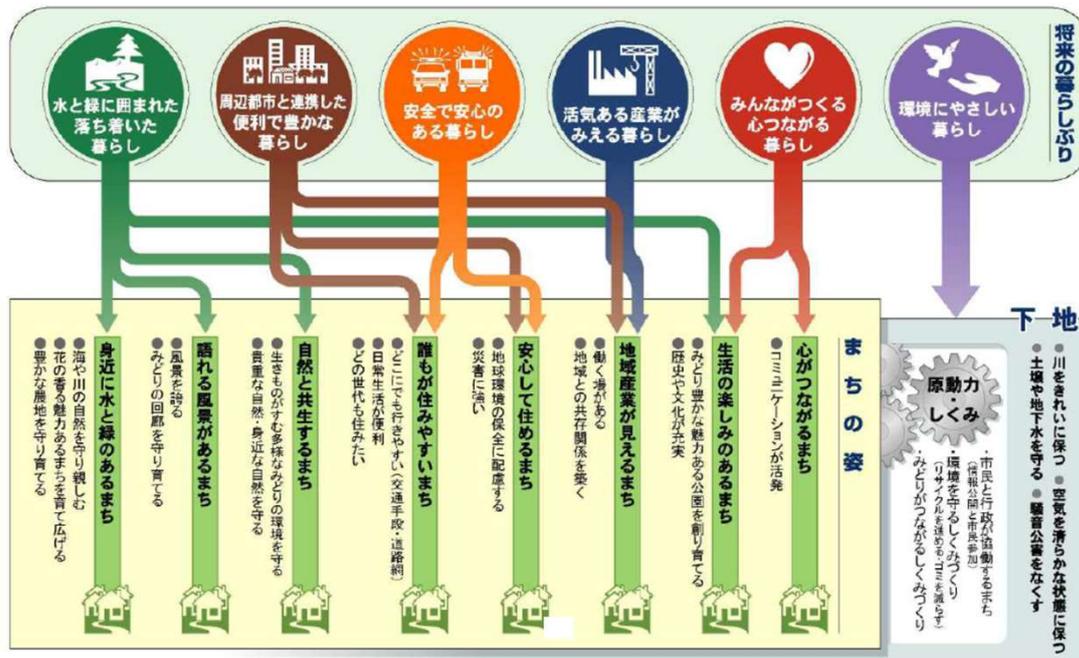
市民参加による未来のまちづくり ～3つの計画

石狩市環境基本計画、水とみどりの基本計画、都市マスタープランの3計画は、市民と行政が一緒になってつくった計画です。平成11年度から13回の協議会と12回の市民ワーキングが行われ、運営にも市民が参加し、平成13年度に決定されました。



わたしたちは、こんな暮らしをしたいと思います

“暮らしの体系” 2年間にわたり、市民協議会で議論し、得られた6つの暮らしぶりです。



※前回計画は、すでにコンパクト化と環境に優しく生物多様性を意識した意見の集合体でした。

⇒ この「6つの暮らしぶり」を本計画においても継承し、基本ベースとします。

本計画の改定

石狩市都市計画マスタープラン

【計画策定の背景】

本市では、平成13年に地域の実情と住民の意向を反映した、本市における都市計画の基本方針となる『石狩市都市マスタープラン』を策定し、これまでに社会情勢の変化などに応じ、部分見直しなどを3回行っており、まもなく計画期間20年の満了を迎えようとしているなかで、計画を全面改定することとしました。

【計画改定の考え方】

本計画は、法律では都市計画に関する基本的な方針という位置づけではありますが、本市の都市整備の大きな方針となるものであることから、都市計画区域に指定されていない厚田区、浜益区についても計画の対象区域としました。

計画改定にあたっては、平成13年の計画策定時に、ワークショップの手法により延べ人数で約900名もの市民の方々に参加を得て、多くの提案をいただいたところであり、その内容のほぼ全てに渡り、今日においても十分配慮すべき内容であることから、今回の改定に際しても、これら多くの市民の想いを引き継ぐことを基本としました。

また、特に配慮すべき事項として石狩湾新港地域において実施あるいは予定されている各種プロジェクト計画など、本市の将来を担う発展軸を計画に取り入れ、必要な施策も検討したうえで掲載し、市民説明会の開催やパブリックコメント手続きなどを経て、改定作業を取り進めました。

立地適正化計画の成果目標 (26ページ) ①居住誘導区域内人口の維持について (補足)

1) 居住誘導区域内人口 (推計値) について

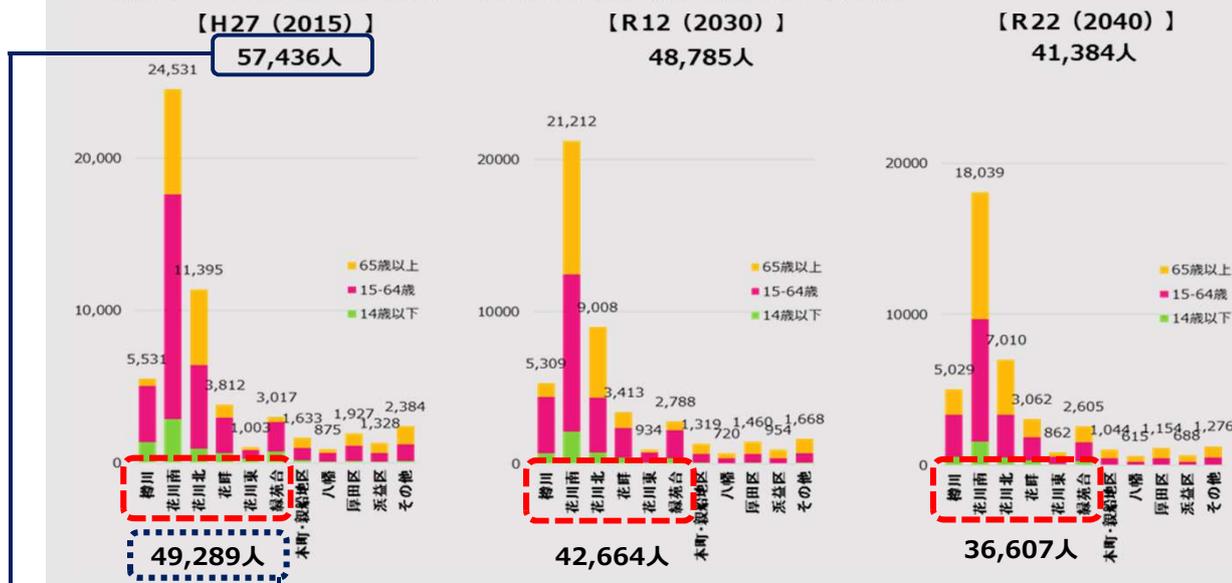
居住誘導区域内人口は各年における「樽川」、「花川南」、「花川北」、「花畔」、「花川東」、「緑苑台」の人口の合計
90ページの「6. 地区別の将来人口【H27 (2015) 国調ベース】の確定値及び推計値をもとに算出

【参照】90ページのグラフ (一部加工)

6.地区別の将来人口【H27(2015)国調ベース】②

将来人口 ※ 樽川・八幡地区については、市街化区域内の人口であり、その他については、旧石狩市域の市街化区域外人口です。

居住誘導区域



2) 割合86%について

$$\frac{\text{H27における居住誘導区域内人口}}{\text{H27における全市域の人口}} = \frac{49,289}{57,436} \Rightarrow 86\%$$

全市域に対する居住誘導区域内人口の割合イメージ図



【参考】「石狩市まち・ひと・しごと創生総合戦略」による将来展望

【定住人口の維持に関する想定】

・国及び全国地方自治体による「地方創生」に関する全国的な施策効果 (受動的な効果)

想定する人口シナリオ	期待する効果 (概数)
人口推計 (シミュレーション) に基づく「人口置換水準の回復」として、2040年までに合計特殊出生率が2.07に段階的に回復するケース (2018年における本市の現状値は1.21)	+1,000人
人口推計に基づき「人口移動に関して、2030年以降、転入・転出人口が均衡」するケース	+4,000人

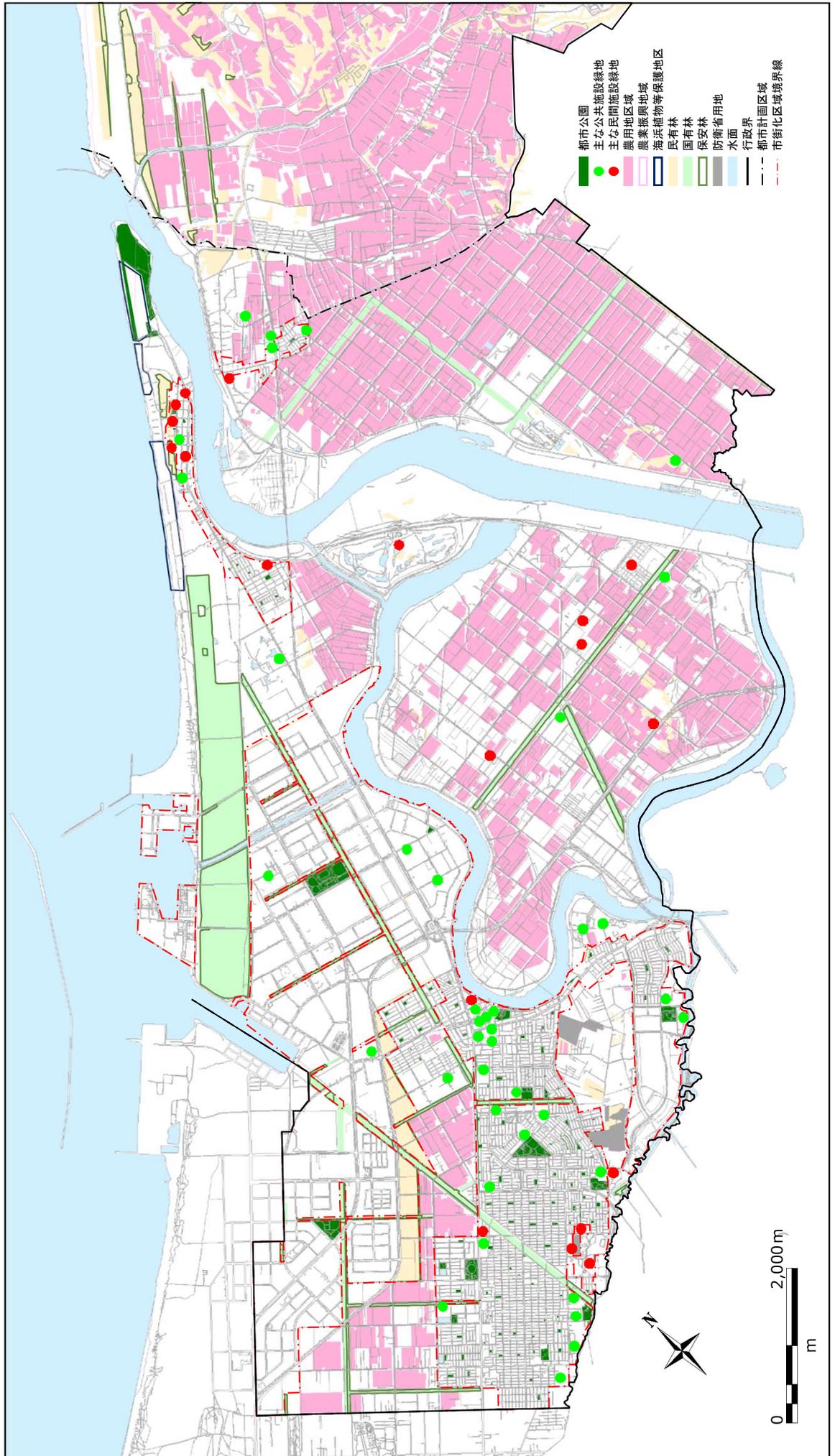
・市単独及び札幌圏域として特色を活かした独自施策効果 (能動的な効果)

想定する人口シナリオ	期待する効果 (概数)
札幌圏の連携強化による「若手人材」の受け止めや先端産業分野等の企業誘致をはじめ、新産業創出など	+5,000人

+10,000人

施策等により増加が期待される人口

緑地現況図



緑地の総括表

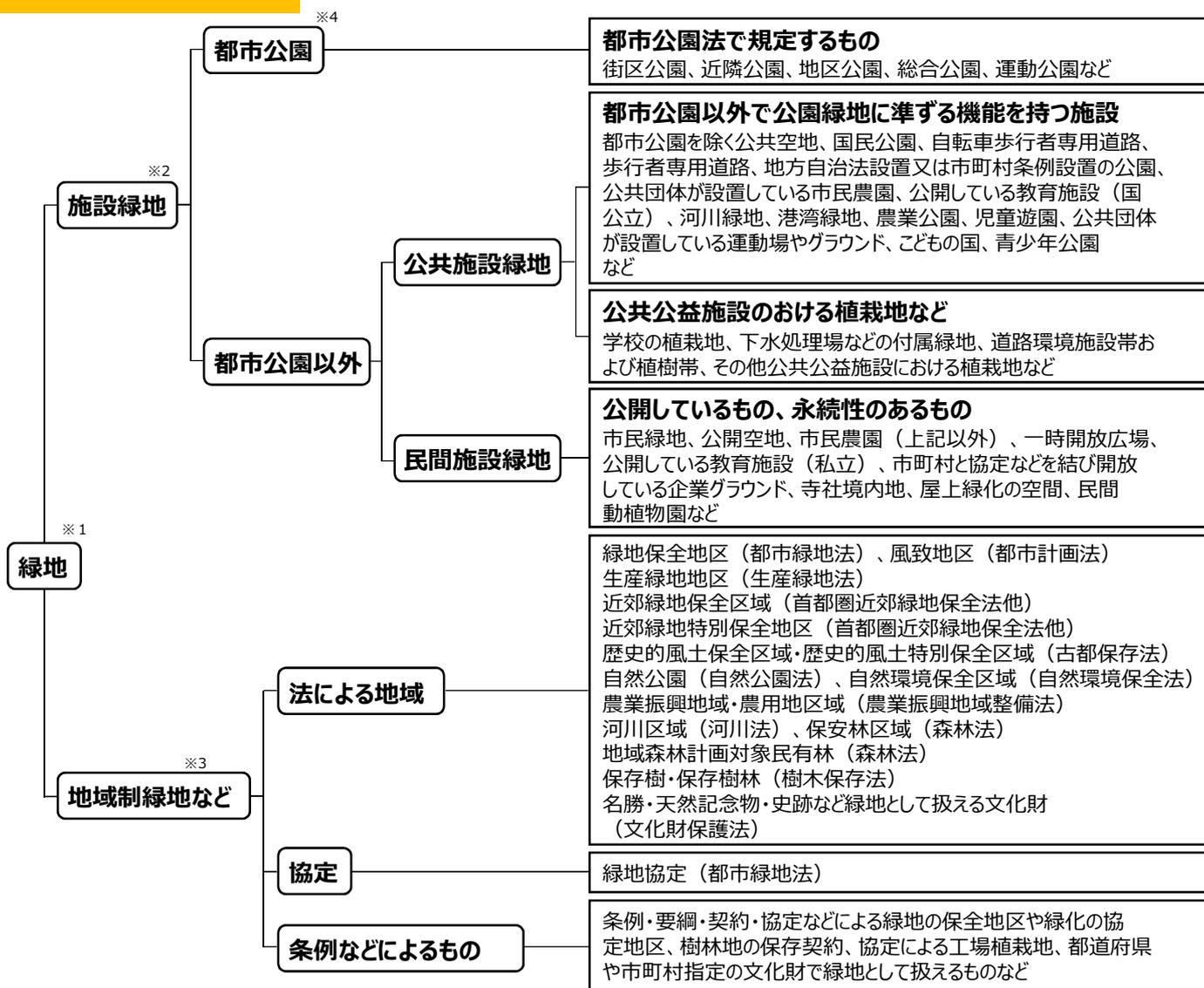
緑地種別	年次		現況（令和元年）						目標年次（令和22年）					
			市街地			都市計画区域			市街地			都市計画区域		
			整備量		㎡/人	整備量		㎡/人	整備量		㎡/人	整備量		㎡/人
			ヶ所	面積 (ha)		ヶ所	面積 (ha)		ヶ所	面積 (ha)		ヶ所	面積 (ha)	
住区 基幹 公園	街区公園	107	16.6	3.1	114	17.7	3.3	107	16.6	3.5	114	17.7	3.6	
	近隣公園	6	20.0	3.8	7	30.0	5.5	6	20.0	4.2	7	30.0	6.2	
	地区公園	2	10.2	1.9	2	10.2	1.9	6	32.7	6.9	6	32.7	6.7	
都市基幹 公園	総合公園													
	運動公園	1	13.1	2.5	1	13.1	2.4	1	13.1	2.8	1	13.1	2.7	
基幹公園計		116	59.9	11.3	124	71.0	13.1	120	82.4	17.3	128	93.5	19.2	
特殊 公園	風致公園													
	動植物公園													
	歴史公園													
	墓園	1	0.6	0.1	1	2.3	0.4	1	0.9	0.2	1	2.6	0.5	
	その他													
広場公園														
広域公園														
緩衝緑地														
都市緑地		11	6.5	1.2	12	51.8	9.5	11	6.5	1.4	12	51.8	10.7	
緑道														
都市林														
国の設置によるもの														
都市公園計		128	67.0	12.6	137	125.1	23.0	132	89.8	18.9	141	147.9	30.4	
公共施設緑地		97	72.4	13.6	122	138.7	25.5	98	90.3	19.0	129	330.9	68.1	
施設緑地間の重複		1	2.4	0.5	1	2.4	0.4	1	2.4	0.5	1	2.4	0.5	
都市公園等合計		225	137.0	25.8	259	261.4	48.1	230	177.7	37.4	270	476.4	98.0	
民間施設緑地		22	17.0	3.2	34	111.7	20.5	22	17.0	3.6	34	111.7	23.0	
施設緑地 計		247	154.0	28.9	293	373.1	68.6	252	194.7	41.0	304	588.1	121.0	
緑地保全地区														
風致地区														
河川敷地		2	34.0	6.4	6	1,903.9	350.0	2	34.0	7.2	6	1,903.9	391.7	
保安林		3	73.8	13.9	4	590.2	108.5	3	73.8	15.5	4	590.2	121.4	
地域森林計画対象民有林		1	70.4	13.2	1	153.1	28.1	1	70.4	14.8	1	153.1	31.5	
法によるもの 計		6	178.2	33.5	11	2,647.2	486.6	6	178.2	37.5	11	2,647.2	544.7	
条例等によるもの					1	46.5	8.5				1	46.5	9.6	
小計		6	178.2	33.5	12	2,693.7	495.2	6	178.2	37.5	12	2,693.7	554.3	
地域制緑地間の重複		3	61.8	11.6	5	87.9	16.2	3	61.8	13.0	5	87.9	18.1	
地域制緑地 計		6	116.4	21.9	12	2,605.8	479.0	6	116.4	24.5	12	2,605.8	536.2	
施設・地域制間の重複		2	18.4	3.5	10	92.6	17.0	2	18.4	3.9	14	251.6	51.8	
緑地 総計		253	252.0	47.4	305	2,886.3	530.6	258	292.7	61.6	316	2,942.3	605.4	
人口※		現在市街地人口			53.2 千人			将来市街地人口			47.5 千人			
		現在都市計画区域人口			54.4 千人			将来都市計画区域人口			48.6 千人			
面積		市街地面積			2,794 ha			市街地面積			2,794 ha			
		都市計画区域面積			9,448 ha			都市計画区域面積			9,448 ha			
都市公園等の住民一人当り面積		都市公園			23.0 ㎡/人			都市公園			30.4 ㎡/人			
		都市公園等			48.1 ㎡/人			都市公園等			98.0 ㎡/人			

※人口について

現況（令和元年）：令和元年5月末現在の住民基本台帳人口をもとに算出

目標年次（令和22年）：石狩市まち・ひと・しごと創生総合戦略推計値をもとに算出（資料・分析データ編 1.石狩市の概況（5）人口を参照）

■ 対象とする緑地



- * 1 緑地 : 都市緑地法第3条第1項で、制度的に整理された緑地をいう。この「緑地」は、公園や公共施設として管理される「施設緑地」と、土地利用コントロールで確保される「地域制緑地」に大きく分けられる。
- * 2 施設緑地 : 国又は地方公共団体が一定区域内の土地の所有権を取得し、目的に応じた公園の形態を造り公開する緑地。一般には、都市公園法に基づく公園や国民公園などがこれに該当する。
- * 3 地域制緑地 : 風致地区、近郊緑地保全区域、歴史的風土保存区域、緑地保全地区、生産緑地地区など、一定の土地の区域に対して指定し、その土地利用を規制することで良好な自然的環境などの保全を図ることを目的とした都市計画体系上の緑地保全に係る制度の総称をいう。なお、以下にその制度の例を示す。

制度	概要	根拠法令
風致地区	都市の風致の維持を目的とする制度。風致地区内では、条例で定めるところにより建築物の新築などの行為には許可が必要。地区内では、一定の開発を許可しつつ全体としての風致の維持を図ることを目指す。損失補償、買入れ制度なし。	都市計画法
緑地保全地区	都市の緑地の保全を目的とする制度。都市の安全に寄与する、文化的意義を有する、風致に優れている、野生生物の生息地などが対象となる。現状凍結的な保全が図られる。損失補償および土地の買入れ制度あり。	都市緑地法
生産緑地地区	市街化区域内の農地について、農地のもつ緑地機能を評価し、その持続的な保全を図る制度。宅地並みの課税の適用除外などの優遇措置が講じられるが、営農が義務づけられる。計画的な指定は難しい。	生産緑地法

- * 4 都市公園 : 地方公共団体が都市計画施設として設置する公園緑地、地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園緑地、国が設置する公園緑地を含めたもの。なお、都市公園には以下のような種類の公園がある。

種 類	概 要	根 拠 法 令
住区基幹公園	街 区 公 園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
	近 隣 公 園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
	地 区 公 園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。
都市基幹公園	総 合 公 園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運 動 公 園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模公園	広 域 公 園	主として一の市町村の区域を越える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置する。
国 営 公 園		主として一の都府県の区域を越えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特 殊 公 園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩 衝 緑 地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都 市 緑 地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
	緑 道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。
都 市 林		市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地等において、その自然的環境の保護、保全、自然的環境の復元を図れるよう十分に配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置する。
広 場 公 園		市街地の中心部の商業・業務系の土地利用がなされている地域における施設の利用者の休憩のための休養施設、都市景観の向上に資する修景施設等を主体に配置する。

■ 都市公園のリニューアル・多面的な利用について

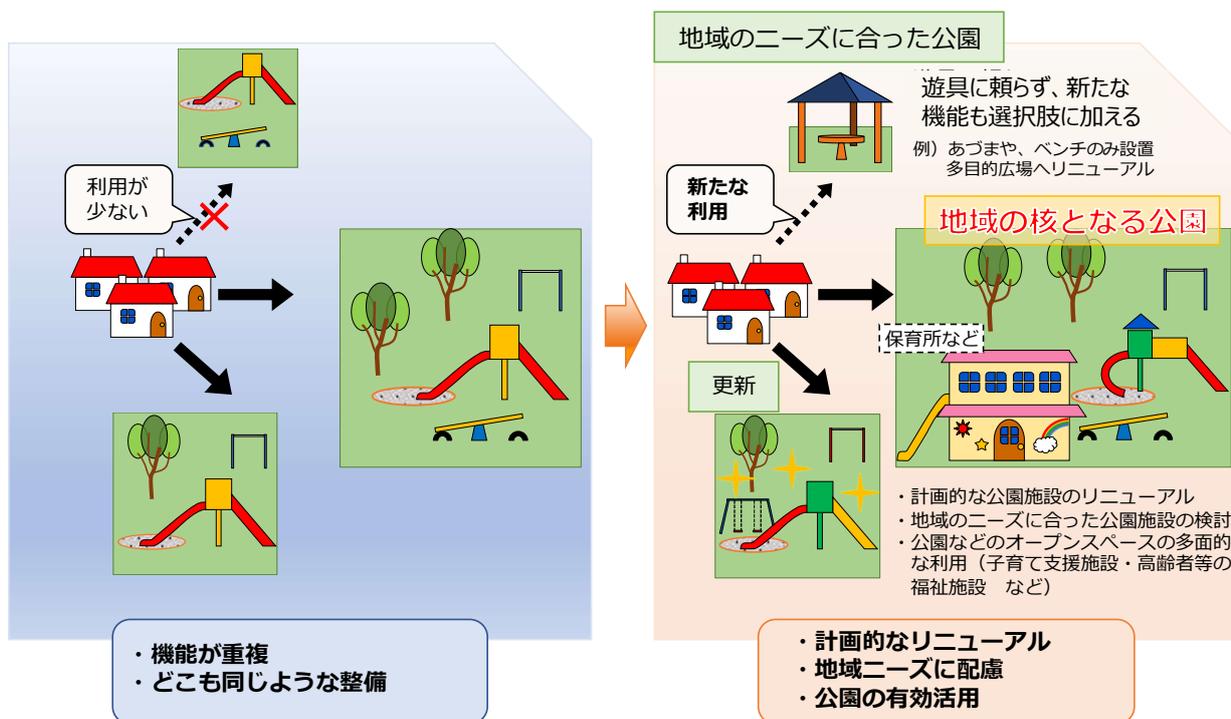
都市公園（既存ストック）の有効活用の考え方

公園利用者の安全性の確保及び公園施設のライフサイクルコスト縮減の観点から進める、老朽化した公園施設の修繕や計画的な改築については、子育て支援や高齢者社会への対応を視野に入れ、地域のニーズを踏まえた上で執り進めます。

【方向性】

- ・地域のニーズにあった公園施設のリニューアルによる都市公園の魅力向上
- ・市街地の公園、緑地などのオープンスペースの多面的な利用（子育て支援施設・高齢者等の福祉施設 など）
- ・計画的なリニューアルによる安全性の確保、維持管理の効率化

都市公園の有効活用のイメージ図

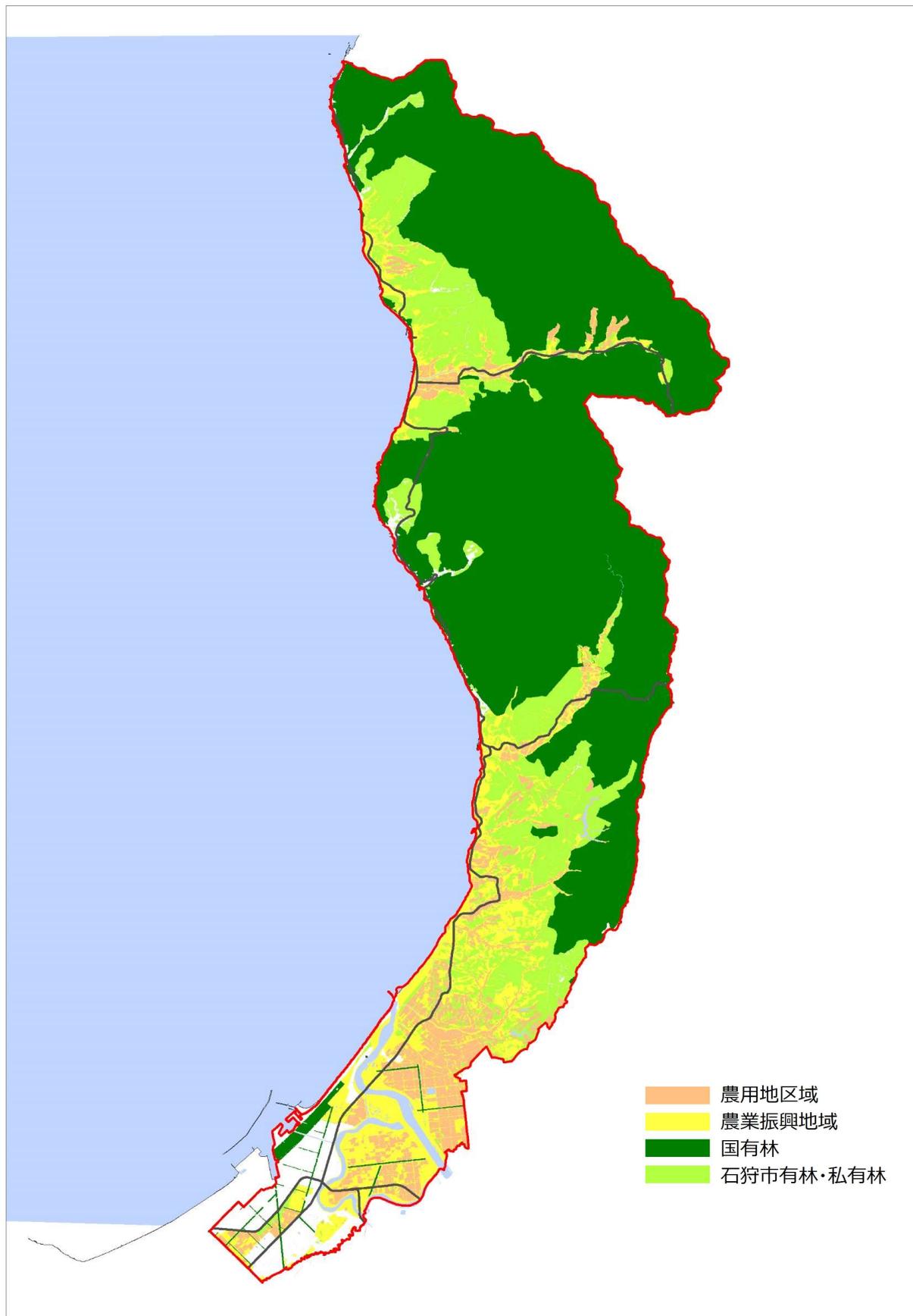


都市公園の有効活用の具体例

【石狩ふれあいの杜公園】

石狩ふれあいの杜公園内に、待機児童対策や公共施設の適正配置に加え、防犯面での抑止効果など地域課題の解消を図るため、子ども・子育て支援機能を複合する全天候型ひろばの整備を検討します。

■ 森林、農用地の分布図



■ 公的賃貸住宅

表 石狩市の公的賃貸住宅

■ 市営住宅

団地名	地区	建設年度	築年数(年)	棟数(棟)	戸数(戸)	政策空家(戸)※1	使用可能戸数(戸)		
南花川	花川	S45～S47	47～49	18	71	37	34		
花川		H12～H14	17～19	2	54	0	54		
船場	親船	S57～H04	27～37	4	10	0	10		
はまなす		S46～S59	35～48	13	50	0	50		
柏西		S45	49	4	16	16	0		
親船		S57～S60	34～37	6	19	0	19		
柏東		S39～S44	50～55	8	32	32	0		
本町		H16	15	1	27	0	27		
八幡		八幡	S51～S52	42～43	5	18	0	18	
厚田東	厚田		S38	56	2	4	4	0	
厚田南			H18	13	1	8	0	8	
厚田中央			S47	47	3	12	0	12	
別狩			S53	41	2	8	0	8	
別狩東			S54	40	2	8	0	8	
別狩第2			S55	39	1	6	0	6	
新別狩東			H15～H17	14～16	4	24	0	24	
望来北			S47	47	1	4	4	0	
望来東			S54～S56	38～40	3	12	0	12	
望来南			H07	24	1	6	0	6	
若葉			浜益	S56～S57	37～38	2	8	0	8
青葉				H10	21	1	4	0	4
計							84	401	93

■ 道営住宅

団地名	地区	建設年度	築年数(年)	棟数(棟)	戸数(戸)
花畔	花川	S58～H02	29～36	15	300
グリーンコート花川		H04～H05	26～27	4	78
センターコート花川		H09～H12	19～22	5	77
樽川北	樽川	H13～H15	16～18	4	72
計				28	527

■ 単身者用住宅

団地名	地区	建設年度	築年数(年)	棟数(棟)	戸数(戸)
クリーンリバーあつた93	厚田	H05	26	1	8
シーサイドもうらい98		H10	21	1	8
リバーサイドべつかり99		H11	20	1	8
計				3	24

■ UR賃貸住宅

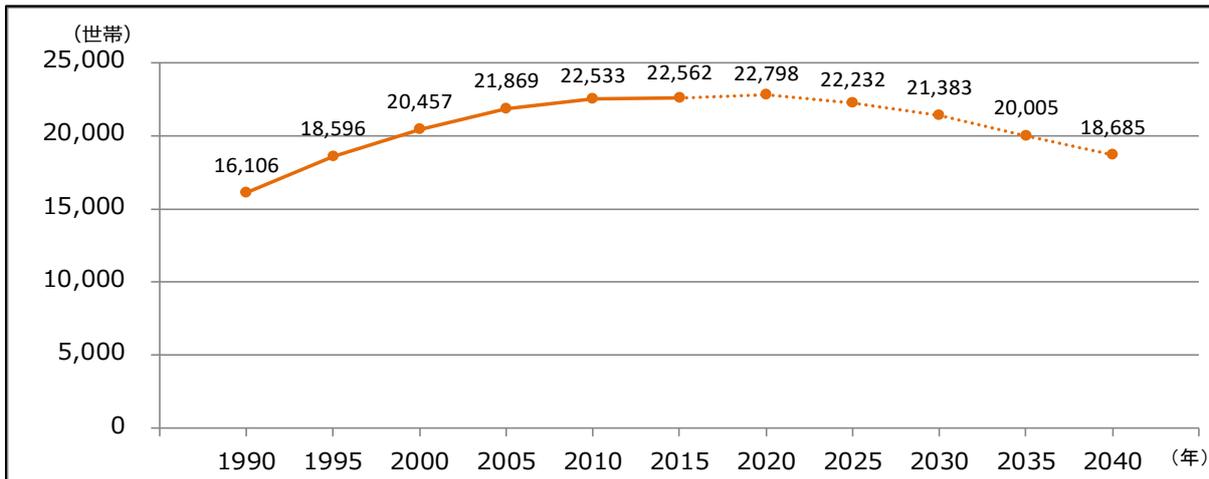
団地名	地区	建設年度	築年数(年)	棟数(棟)	戸数(戸)
花川中央	花川	S53～S58	36～41	18	430

※1 政策空家とは、将来の建替えに備えて政策的に空家としている住戸

■世帯数の推移

表 石狩市の人口及び一般世帯数

	実績値						推計値				
	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040
	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R7	R12	R17	R22
人口	53,143	57,706	59,734	60,104	59,449	57,436	55,066	52,139	48,785	45,190	41,384
一般世帯数	16,106	18,596	20,457	21,869	22,533	22,562	22,798	22,232	21,383	20,005	18,685



資料：(実績値)国勢調査、(推計値)[人口]国立社会保障・人口問題研究所・[世帯数]国土交通省プログラムによる推計

■目標管理戸数の推計

表 市営住宅の目標管理戸数の推計

時期【年度】		現状値	推計値		備考	
		2019	2030	2040		
		R1	R12	R22		
人口【人】		55,540	48,785	41,384	2018年 社人研推計 ※2019年人口は推計値から算出	
一般世帯数【世帯】		22,750	21,383	18,685	国土交通省推計プログラムにより推計	
ストック推計結果(著しい困窮年収未済世帯数)【世帯】		1,309	1,442	1,396	国土交通省推計プログラムにより推計	
対応【戸】	公営住宅	市営	401	351	318	目標管理戸数
		道営	527	527	527	現状維持
		小計	928	878	845	-
	低家賃かつ一定の質が確保された公的住宅	単身者住宅	24	24	24	現状維持
		UR	430	430	430	現状維持
		小計	454	454	454	-
	低家賃かつ一定の質が確保された民間賃貸住宅	民間賃貸住宅	82	77	68	市営住宅の家賃価格帯と同程度の住宅及び新耐震基準の住宅を算出(O×P×N)
		賃貸用の空き家	35	33	29	民間借家(賃貸用住宅)に対する空き家率から算出(J×Q/(1-Q))
		小計	117	110	97	-
	合計		1,499	1,442	1,396	-

民間賃貸住宅 3,130 (住宅・土地統計調査より) N1(統計値) 2,942 N2(推計値) 2,571 N3(推計値) 世帯数減少率による推計(N2とN3はBの比率により推計)

空き家率(Q) 30.0% 賃貸住宅の空家の割合(住宅・土地統計調査より推計)

面積・家賃(O) 3.8% 低家賃住宅の割合(住宅・土地統計調査より推計)

S56年以降(P) 68.7% 耐震性を備えた住宅の割合(住宅・土地統計調査より推計)